



指摘した。他方、可視化に対応して進む取調べの洗練・高度化に対抗するため、被疑者弁護も高度化を迫られ、「日本の刑事司法が根本的に変わる」と指摘した。
 湊野教授は、取調べ可視化の申入れが、捜査機関の黙秘権侵害を防止し、黙秘権の実効性を担保する措置として、憲法の保障する被疑者・被告人の防御権・黙秘権に内在する請求権として位置づけられると指摘した。

(2) “小芝居”を通して考える「可視化時代の刑事弁護」

この後、酒に酔って暴れる親族を制止しようとして死なせてしまった男性の事件を題材に、寸劇と模擬取調べ録画を鑑賞しながら、パネリストが「可視化時代の高度な被疑者弁護」について討論した。

寸劇や模擬取調べ録画の登場人物は、近弁連各会所属の若手弁護士が演じた。プロの映画監督である周防監督の前で小芝居を打つ無謀な試みだったが、声を震わせて事件を悔いる被疑者役、ダメ弁護人と理想的な弁護人のコントラスト、優しい口調で巧妙に供述を誘導する検事役など、練られたシナリオと若手弁護士の迫真の演技は好評を博した。心理学の観点から供述分析を手掛ける仲教授が、模擬取調べ録画を教材に使いたいと熱望するほどであった。

寸劇では、初回接見にもかかわらず一方的にまくし立て、被疑者の言い分に耳を傾けない弁護人と、ラポール（面接者と被面接者が相互に信頼し、自由に感情を表せる心的関係が成立している状態を指す臨床心理学用語）形成に心を砕き、思いつくまま語る被疑者の聞き役に徹しながら、ポイントとなる話題で詳細な説明を求める弁護人という対照的な接見場面が示された。模擬取調べ録画では、暴れる親族に殴られ、制止しよう

としたところ、結果的に相手の首が絞まってしまったとの被疑者の説明を聴くふりだけで耳を貸さず、あえて極端な答えと引き出したい答えの二つを示して後者を選ばせる狡猾な誘導で、全力で首を絞めたと自白したかのような調書に仕上げた検事の取調べが披露された。

(3) 接見技術向上の必要性

虐待に遭った児童のヒアリングなどに用いられる司法面接技術を研究する仲教授は、弁護人と被疑者の対照的な模擬接見や検事の模擬取調べについて、面接者と被面接者が発した単語数を比較し、発言機会の格差を“可視化”した。そのうえで、面接者が一方的に話し続けることにより、被疑者から得られる情報の激減に加え、被疑者の記憶や認識を書き換えてしまう汚染の危険を指摘した。他方、適切な弁護活動のための接見には、ラポールの構築を前提に、オープンな質問や認知説明（見たこと、聞いたことを細大漏らさず話すよう求める）で自由な報告を促し、必要な部分はより詳細な説明を求める「拡張」により、多くの記憶を良質の情報として引き出す面接技術が必要不可欠と提言した。^{※1}

湊野教授は、取調べ録画による任意性立証について、違法排除説に立脚するならば、被疑者の供述態度ではなく、取調官の違法・不当な言動の有無を検証すべきであり、現行の方法とは逆に、取調官を中心に録画すべきと指摘した。また、可視化によって取調べが適正化されても、的確に言い分を述べられず、あるいは、黙秘を貫けない被疑者はおり、弁護人の的確な聴取と、

※1 どのような面接技術かについては、本誌2014年7月号～9月号「シリーズ/取調べ「可視化」の「現在」の「面接の技法について1～3」が詳しい。

聴き取った情報の証拠化がますます重要になるとの見解を示した。

(4) 可視化時代の弁護実践—2つのポイント

以上の議論を踏まえ、小坂井会員は、取調べ可視化の法制化に備えて、今後、重要となる弁護実践のポイントを挙げた。

ひとつは、全事件・全過程録画を実現するための**弁護実践の積み重ね**である。義務化対象であるか否かを問わず、捜査段階では全事件で取調べ可視化を申し入れ、公判では、裁判所から、録画のない取調べで作成された供述調書には証拠能力がないとの判断を引き出すことである。

もうひとつは**黙秘原則**である。録画による監視の効果として、取調官の供述強要や誘導が阻止され、被疑者の供述の自由が確保されることによって、黙秘権行使の実効性が高まる。接見で取調べにおける黙秘の練習を重ねたうえで、黙秘権を積極的に行使することにより、捜査段階における取調官と被疑者の間の圧倒的な力の格差、捜査機関と弁護人の間の圧倒的な情報格

差を是正することである。

やるべきことは多岐に渡るが、刑事司法を根本から変える、やりがいのある責務だ——法制化を機に、弁護実践の高度化を目指す決意表明が為された。

4 おわりに

このほか、取調べ録画映像による心証形成の問題、改正刑事訴訟法案のあるべき条文解釈、併せて導入が決まった証拠リスト開示制度など、多様なテーマに関する濃密な議論が展開されたが、紙幅の関係上、残念ながら割愛せざるを得ない。

最後に、本シンポジウム実行委員長代行の三野岳彦会員（京都）が総括し、高度な弁護活動を伴わなければ、取調べ可視化はかえって被疑者に不利益をもたらす危険があると指摘した。至言である。検察庁は、取調べ録画映像を実質証拠として活用する取組みを始めている。取調べ可視化が実現しようとする今こそ、弁護実践の正念場であることを肝に銘じなければならない。

老後にゆとり

年金が増えて

税金がおトクで

今にゆとり



日本弁護士国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

平成25年4月から国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の方も国民年金基金に加入できるようになりました。
※日本国内に住所を有する方に限ります。

資料請求・ご相談・お問い合わせは
お気軽に今すぐこちらへ！

※地域によっては携帯電話からはつながりません。

日本弁護士国民年金基金

〒100-0013
東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 14 階

03-3581-3739

<http://www.bknk.or.jp>